

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
臨 時 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月25日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
行政報告	5
報告第1号～報告第5号の上程、報告	6
・報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第2号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第3号 ふれあいランド岩泉再整備(その2)工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第4号 小本漁港水門補修(その1)工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
・報告第5号 小本漁港水門補修(その2)工事の請負変更契約締結の専決処分について	
て	
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
・議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条	

例について

議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3
・議案第 4 号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結に関し議決 を求めることについて	
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 5
・議案第 2 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 1 号）	
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
・議案第 3 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）	
閉 会 の 宣 告	2 5
署 名	2 7

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日	令 和 7 年 3 月 1 8 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開 会、開 議、散 会 延 会、閉 会 の 日 時	開 会	令 和 7 年 3 月 2 5 日 午 前 1 0 時 0 0 分				
	閉 会	令 和 7 年 3 月 2 5 日 午 前 1 1 時 1 1 分				
出席 及び 欠 席 議 員 出席 1 3 人 欠 席 0 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別	議 員 番 号	氏 名	出 欠 の 別
	1	千 葉 泰 彦	○	9	早 川 ケ ン 子	○
	2	佐 藤 安 美	○	1 0	三 田 地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	1 1	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	1 2	三 田 地 泰 正	○
	5	(欠 番)		1 3	八 重 樫 龍 介	○
	6	三 田 地 久 志	○	1 4	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟 次 郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	1 番	千葉泰彦	2 番	佐藤安美
	3 番	畠山昌典		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事務局長	中川原克彦	主幹兼 事務局長補佐	佐々木 剛
	主 査	石垣直美		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中居健一	副 町 長	三浦英二
	教 育 長	袈岩千裕	総務課長	三上義重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	應家義政
	町民課長	佐藤哲也	健康推進課長	三浦政宏
	経済観光交流課 総括室長	小成 健	農林水産課長	佐々木 忠明
	地域整備課長	日吉 理	上下水道課長	山岸知成
	消防防災課長	山崎幸助	危機管理課長	佐々木 章
	教育次長	三上訓一		
議 事 日 程	別紙議事日程のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
議 事 の 経 過	別紙のとおり			

令和 7 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 3 月 2 5 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議 事 日 程 の 報 告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 行政報告

日程第 4 報告第 1 号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 5 報告第 2 号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 6 報告第 3 号 ふれあいらんど岩泉再整備 (その 2) 工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 7 報告第 4 号 小本漁港水門補修 (その 1) 工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 8 報告第 5 号 小本漁港水門補修 (その 2) 工事の請負変更契約締結の専決処分について

日程第 9 議案第 1 号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 1 0 議案第 4 号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 1 議案第 2 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 11 号)

日程第 1 2 議案第 3 号 令和 7 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 1 号)

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和7年第2回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、1番、千葉泰彦さん、2番、佐藤安美さん、3番、畠山昌典さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、3月25日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎行政報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第3、行政報告を行います。

三浦英二副町長。はい、どうぞ。

〔副町長 三浦英二君登壇〕

○副町長（三浦英二君） 令和7年度済生会岩泉病院の医師の体制につきまして、済生会岩泉病院から情報提供がございましたので、ご報告をさせていただきます。

柴野済生会岩泉病院長が令和7年3月31日をもちまして退任をされまして、後任といたしまして岩手県立中央病院の吉田徹院長が4月1日付で院長に就任をされます。吉田院長は盛岡市のご出身で、自治医科大学を卒業されておりました、柴野院長の後輩に当たる方、ご専門は外科であります。昭和59年の県立宮古病院を皮切りに、沿岸部や県北などで勤務経験がおりと伺っております。

退任をされます柴野院長におかれましては、平成元年度に岩手県立山田病院から済生会岩泉病院長として着任以来、36年間の長きにわたりまして、済生会岩泉病院院長として当町の地域医療を守ってこられました。令和7年4月1日からは、済生会岩泉病院の名誉院長に就任をされ、引き続き勤務をする予定であると伺っております。これによりまして、令和7年度の済生会岩泉病院の常勤医師は4名体制となります。

町といたしましても、済生会岩泉病院の常勤医師の増員が図られますことは、地域医療確保の観点から大変心強いものと考えております。今後におきましても、町民の健康推進のため、済生会岩泉病院と連携を図りながら、本町医療の維持確保に向け、議会と一丸となって取り組んでまいりますので、引き続きよろしくお願いを申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（菊地弘巳君） これで行政報告を終わります。

◎報告第1号～報告第5号の上程、報告

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、報告第1号から日程第8、報告第5号までの報告を行います。

報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分についてから
報告第5号 小本漁港水門補修（その2）工事の請負変更契約締結の専決処分について
までの報告を求めます。

三上総務課長。

[総務課長 三上義重君登壇]

○総務課長（三上義重君） 報告第1号 小川地区複合施設建築工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小川地区複合施設建築工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月18日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。小川地区複合施設建築工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額5億1,590万円、変更請負額5億1,705万3,541円、変更による増額115万3,541円。

4、請負者。株式会社菊地建設・株式会社西倉工務店特定町営建設工事共同企業体、代表者、住所、宮古市八木沢1丁目5番1号。氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊地和弘。構成員、住所、岩泉町岩泉字合の山12番地4。氏名、株式会社西倉工務店、代表取締役、佐野志保。

5、変更理由。旧保育園の解体処分費の増額等による変更でございます。

次のページ、参考資料の右下の表に旧保育園躯体の解体処分費の増額変更内容が記載となっております。その他の工種及び工期等に変更はございません。

続きまして、報告第2号 小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小川地区複合施設電気設備工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月18日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。小川地区複合施設電気設備工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額1億9,404万円、変更請負額1億9,398万763円、変更による減額5万9,237円。

4、請負者。住所、岩泉町岩泉字太田15番地1。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

5、変更理由。構内配電線路の経路変更による減額でございます。

次のページ、参考資料の右下の表に減額変更内容が記載となっております。そのほかの工種及び工期等に変更はございません。

次に、報告第3号 ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月11日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。ふれあいランド岩泉再整備（その2）工事。

2、工事場所。岩泉町乙茂字大向地内。

3、契約金額。当初請負額1億7,266万円、第1回変更請負額2億966万円、第2回変更請負額2億1,184万9,000円、変更による増額218万9,000円。

4、請負者。住所、盛岡市上堂4丁目11番8号。氏名、昭栄建設株式会社、代表取締役社長、武田克彦。

5、変更理由。法令に適合するため、追加の施設が必要となったことによる増額でございます。

次のページ、参考資料の右上に整備変更内容が記載となっております。浴室とサウナへの目隠し設置が追加となっており、その他の工種及び工期等に変更はございません。

続きまして、報告第4号 小本漁港水門補修（その1）工事の請負変更契約締結の専決処分について。

小本漁港水門補修（その1）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小本漁港水門補修（その1）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月12日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。小本漁港水門補修（その1）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小掛地内。

3、契約金額。当初請負額8,779万2,100円、変更請負額8,714万3,100円、変更による減額64万9,000円。

4、請負者。住所、盛岡市中央通3丁目3番2号。氏名、株式会社IHIインフラ建設北東北営業所、所長、須賀一行。

5、変更理由。仮設工の構造変更に伴う変更及び更新機器の納入遅延による小本漁港水門補修（その2）工事との調整のためとなっております。

次のページ、参考資料を御覧願います。参考資料、右側中段に工事概要が記載となっており、その2工事へ調整となったものなどが記載してございます。工期は本年3月21日で、28日が完成検査の予定となっております。

次に、報告第5号 小本漁港水門補修（その2）工事の請負変更契約締結の専決処分

について。

小本漁港水門補修（その２）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年3月25日、岩泉町長、中居健一。

次のページ、別紙を御覧願います。専決処分書。小本漁港水門補修（その２）工事の請負変更契約の締結について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決事項の指定についてに基づき、次のとおり専決処分する。

令和7年3月12日、岩泉町長、中居健一。

記。1、工事名。小本漁港水門補修（その２）工事。

2、工事場所。岩泉町小本字小掛地内。

3、契約金額。当初請負額1億2,670万7,900円、変更請負額1億2,542万4,200円、変更による減額128万3,700円。

4、請負者。住所、盛岡市中央通3丁目3番2号。氏名、株式会社IHIインフラ建設北東北営業所、所長、須賀一行。

5、変更理由。更新機器の納入遅延による小本漁港水門補修（その１）工事との調整のためとなっております。

次のページ、参考資料、右側中段に工事概要が記載となっており、その１工事との調整が主な変更内容となっております。工期は本年度末を完成予定としておりますが、国の事業繰越し承認後に工期延長の予定となっております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） これで報告第1号から報告第5号までの5件の報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第9、議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について。

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり設けるため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大し並びに職員から介護についての申出があった場合における措置等を定める必要があることから、この条例を制定しようとするものである。

それでは、議案第1号 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。本条例の改正につきまして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の改正を踏まえ、育児のために早出遅出勤務及び時間外勤務の制限を受けることができる職員の子の範囲を拡大するとともに、介護のための離職を防止し、職員が仕事と介護を両立できる環境を整備するための措置を講じる必要があることから、所要の整備を図ろうとするものでございます。

4ページの参考資料、新旧対照表により順に説明させていただきます。4ページ、第8条の2におきまして、育児を理由とした早出遅出勤務を請求可能とする職員の子の要件について、未就学児から小学校卒業程度までの子を持つ職員が対象となるよう改正を行います。

また、次のページ、5ページ、第8条の3におきまして、時間外勤務の制限を受けることができる職員の要件について、現在の3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大し、育児との両立が求められる期間の職員がより柔軟な働き方を選択できる環境を整備するものでございます。

次に、6ページから7ページで新たに第17条及び第18条を設け、介護離職防止に向けた取組を明確化いたします。第17条では、職員が家族の介護を必要とする状況になった

場合に、これを申し出た職員に対して、介護両立支援制度の周知及び申告に係る職員の意向を確認するための面談の実施等の措置を講じることを規定いたしました。また、第18条では、職員に対する介護支援に係る研修の実施や相談体制の整備を通じて、介護と仕事を両立させるための職場環境の整備に関する措置を規定してございます。

3ページにお戻り願います。別紙、附則にて、本条例の施行期日は令和7年4月1日とし、施行日前であっても、対象となる職員が時間外勤務の制限を請求できる経過措置を設けてございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありますか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） 1つお伺いしますが、急に出されて、そして今度の条例はもう4月1日から施行ということで、たちまち施行になるわけだが、そこでこの条例によって18条の何項かについてあるのだが、町として様々な措置を講じなければならないということがあるのです、相談体制とか、支援制度とか。これについての、この条例についての専門職か何か特別に設けるのか、あるいはまたこの対応のためにどのような人事の配置を考えているのか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三上総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 今回の改正に伴いまして、職員の配置等ということでございましたけれども、実際のところこういった介護等の相談があれば、そういった部分に関しましては総務課の人事のほうで随時受付を実施しておりました。冒頭申し上げましたとおり、これを条例で明記したということでございますので、そちらのほうどうぞご理解をお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第10、議案第4号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第4号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについて。

小川地区複合施設機械設備工事の請負に関し、次のとおり変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名。小川地区複合施設機械設備工事。

2、工事場所。岩泉町門字町地内。

3、契約金額。当初請負額1億3,530万円、変更請負額1億5,108万136円、変更による増額1,578万136円。

4、請負者。住所、宮古市八木沢1丁目5番1号。氏名、株式会社菊地建設、代表取締役、菊地和弘。

令和7年3月25日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。不断水工事の追加等に伴い、請負変更契約を締結しようとするものである。

それでは、議案第4号 小川地区複合施設機械設備工事の請負変更契約の締結に関し議決を求めることについてご説明させていただきます。次のページに参考資料として工

事概要書をおつけしております。右側の上に主な変更内容を記載しており、給水設備の増額分として、流量計室の施設から新設への変更、不断水分岐工事や本館ドレン仮設配管等が追加となっております。その他の工種、工期等には変更はございません。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

13番、八重樫龍介議員。

○13番（八重樫龍介君） この不断水工事を行う理由をお伺いいたします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、山岸知成上下水道課長、答弁。

○上下水道課長（山岸知成君） 水道施設の維持管理に関わることでありますので、私のほうから答弁させていただきます。

不断水の分岐工事ですけれども、断水を仮に行うとすれば、ここの施設には送水管、それから配水管2本の配管が通っておりまして、上、下にそれぞれ接続の工事が必要になりますし、バルブ等の設置も必要になるということで、相当な日数の断水期間が必要になるというようなことから、町民の生活への影響を鑑みて不断水工事のほうをやろうとしているところです。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） 断水時に備えての設備ということですが、本町にはほかに小本にも複合施設、そして安家にも複合施設等がございます。これらについても今後不断水工事をされる予定はあるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 今回この不断水工事のほうは、実は地形的なものがございまして、小川の複合施設は現在の建物が建つところのちょうど敷地のど真ん中を送水管と配水管が通っております。そのために、それを外回りに回して配管替えをするものでございますので、小本の複合とか安家のほうにはこの工事に関するものは出てきません。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第11、議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,504万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億8,016万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第2条、既定の繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）、第3条、既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和7年3月25日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第11号）についてご説

明させていただきます。今回の補正予算につきましては、この後の議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）とも関連しておりまして、令和6年度から7年度までの2か年の債務負担行為事業となっていた小川地区複合施設整備事業の進捗状況による年度間の予算調整と、それとともに国の補正予算で補助が採択となりました災害時の避難所環境改善対策事業に関連する予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。

最初に、予算書の10ページ、上段を御覧願います。10ページ、2款1項12目小川地区複合施設整備事業費で、12節委託料、14節工事請負費で計2億8,968万4,000円の減額計上をしております。これは、当初、本年度中に全体事業の約3割弱の、27%ですが、3割弱の整備を行う予定でありましたが、現地の地下の埋設状況によりまして、幾分調整時間を取られてしまいまして、1割、10%ほどの進捗にとどまってしまったことから、令和7年度予算との調整を行ったものでございます。

なお、同項3目財政管理費の24節、公共施設等整備基金積立金で、同事業の財源及び本補正予算の収支調整の積立予算を計上しております。

次に、同ページ下段、8款1項5目災害対策費につきましてご説明いたします。別冊でお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要に沿って、私のほうからご説明させていただきます。

新規事業等概要書の2ページを御覧願います。8款1項5目、事業名は避難所環境改善対策事業です。事業の目的であります、汎用性の高いトイレカー及び避難所の環境改善となる備品配備を行いまして、避難者の皆さんのプライバシー確保、身体的負担の軽減を図るものでございます。

事業の内容ですが、記載のとおり、トイレカー1台1,440万5,000円を含む9項目の物品を計6,184万5,000円で購入、配備するものであります。

2、その他、記載のとおり、トイレカーは災害以外の平時または様々な場面での使用も想定しております。

特記事項及び最下段の事業費内訳に記載しておりますが、国の補正予算、新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）でございますが、補助率2分の1になります、こちらが3,083万円。それに併せまして一般補助施設整備等事業債650万円が

財源となつてございます。

以上が歳出になっております。

続きまして、歳入になりますが、予算書8ページ、予算書にお戻り願ひまして8ページを御覧願ひます。8ページ、歳入になりますが、先ほどご説明申し上げました歳出2事業につきまして、14款2項国庫補助金、15款2項県補助金、21款1項町債で財源の調整を行つてございます。

次に、4ページにお戻り願ひます。4ページ、第2表、繰越明許費補正でございます。今回補正予算をお願いしている8款1項、避難所環境改善対策事業6,184万5,000円の繰越明許費を追加するものでございます。

最後に、次のページ、5ページを御覧願ひます。5ページ、第3表、地方債補正であります。既存2事業債の補正と一般補助施設整備等事業債の追加補正を行ひまして、補正後の限度額の総額を11億1,420万円としております。また、長年の低金利に終止符が打たれ、昨年3月から現在まで利上げの動きが出ていることから、表内右側、補正後の利率の上限を3.0%以内から5.0%以内に補正させていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。10ページ、11ページを御覧ください。歳出は一括です。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 消防費のところの避難所の環境改善対策事業のところ、トイレカーのご説明がありました。平時でも使用するとありましたけれども、できるのかな。

そうしますと、例えばですが、いろんな地域のイベントとかあるわけです。トイレのやっぱり準備が大変でもあるわけですが、そういうところにも希望があれば、それを使用するというか貸してもらえるものかどうかお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章危機管理課長、答弁。

○危機管理課長（佐々木 章君） トイレカーにつきましては、トイレの中にワンタッチ式といいますか、でトイレを取り外したり、取り付けたりできるというのがトイレカーになります。私どもが考えておりますのは、やはり災害時におけるトイレカーの使用だろうと思っております。平時においては、一般的な職員の業務に当たるもの、それから観光PR等、それから移動投票所に使うということで、平時におけるトイレの使用というのは想定はしておりませんが、しかしこのトイレカーを皆さんから認知していただく、使っていただくという点ではただいまのご意見、ご質問も可能と思っておりますので、それは状況に応じて派遣といいますか、出動させていただくということを考えております。

○議長（菊地弘巳君） 4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） 後段の、終わりのほうでぜひそのようにということでありました。ぜひこれも有効に使って、ただ置くだけではもったいないですし、また簡易トイレなんかを持って行ってイベントなんかで設置するのも、これもまた各いろんなところで大変なわけでありますので、有効に使えるようにお願いします。意見です。

○議長（菊地弘巳君） 3番、畠山昌典さん。

○3番（畠山昌典君） 小川地区の複合施設の件についてお伺いしますが、先ほど今年度の進捗状況が遅れたという説明でしたけれども、完成もずれ込むのでしょうか。その辺はいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 三上義重総務課長、答弁。

○総務課長（三上義重君） 実際のところ、令和6年度に本当は数字的に細かいことを言えば27%ほどの進捗を考えていたのですが、実際先ほどの水道の工事と地面を掘りましたら、前の診療所の、この前壊したもののその前の診療所のコンクリートと基礎等があったようでございます。その辺もありまして、大体1か月ぐらいの遅れでございましたので、ただこの遅れはまだ大丈夫、取り戻せるものと思って進んでいましたの

で、今順調ということでの認識でございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） 避難所の環境改善の関係で、いわゆる障害者の方々も今度用意するものが十分使えるのか、それとも障害者の方は福祉避難所みたいところに誘導するのか、その辺のところ、使えるかどうかというところだけお尋ねします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長、答弁どうぞ。

○危機管理課長（佐々木 章君） 今回の環境整備につきましては、障害者の方も想定に入れております。まずは、一時開設する避難所にお越しいただくということで、福祉避難所の想定もございますけれども、それは後ほど振り分けるという考えでおりまして、今回ありますところでは、説明資料の1の(3)、オストメイト対応トイレ、これにつきましても障害者用なわけです。人工肛門とか、そういったものを使っている方のためのトイレも設置しますし、パーティションも車椅子で入れるものを用意しまして、そこにトイレを設置してご利用いただける、トイレにも肘かけといいますか、ものも設置して、誰もが使える避難所環境を整備してまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志さん。

○6番（三田地久志君） あわせて、台風10号のときに停電になって、酸素吸入ができない方が何人かいたということで、発電機をあちこちからかき集めて運搬した記憶があるのですが、避難所でもそのための充電というか電気設備なんかも、ポータブルでも何でもいいのでしょうかけれども、ガソリンで発電するのはちょっと危ないと思うので、そういうものもそろえてあったような気がするのですが、どうですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 避難所には、全ての避難所におきまして発電機を設置しております。そして、今回のトイレ、自動ラップ式トイレ、これには電源が必要になります。ですが、停電も想定しましてバッテリーを配備して、停電時でも使えるトイレを整備しようとするものです。

○議長（菊地弘巳君） それでは、12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） 非常にいいタイミングでというか、こういう車を購入する気になったかなと思っているのですが、ただ様々な被災地というか、災害等の報道等を見れ

ば、やはり1台では私はちょっと物足りない。この際、思い切って2台ぐらい用意したほうが、しかもこの車、聞けば非常に日常的にも使い勝手のいい車だと思っているので、何で1台にしたのか、複数台は考えなかったのかどうか、お伺いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 車を1台にした理由になりますけれども、今回枠というのがございまして、市町村では総事業費で8,000万円以内と、今4,000万円以内の交付金を交付してもらえるといるところでもございました。今回は、車がたくさんあっても、その維持管理というのも大変であると。それよりは、各避難所に備付けといいますか、のトイレの台数を26セット購入するわけですけれども、そちらのほうが効率的であるという考えに至ったものでございます。

参考といたしまして、別の県内の市で2台、車の申請をしました。しかし、1台だけの交付決定になったということで、今回当町でも2台欲しかったわけですけれども、いろいろ功を奏しましてといいますか、1台でよかったなということで、次もこのような交付金がある場合にはまた2台目とかも考えていきたいと思っておりますけれども、こういった事情があつての1台でございまして、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 12番、三田地泰正さん。

○12番（三田地泰正君） ちなみに、購入予定物品の最終的な納入時期は、いつ頃を見込んでいるのかお伺いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 納入時期につきましては、トイレカーはやはり来年度末、令和8年3月末になると。それから、それ以外のものにつきましては、今年の12月末を予定しております。これは、やはり全国でこの交付金を使つての導入となりますので、対応というものはかなり時間がかかるのではないかとこのように想定しております。

○議長（菊地弘巳君） それでは、1番、千葉泰彦さん。

○1番（千葉泰彦君） 災害の備蓄ですか、物品をいろいろ購入することなのですが、指定避難所が51か所あると認識していますが、そのうちの充足率は今回の購入でどれぐらいになるのかお答えください。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木章危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） 防災備蓄の関係でございますが、当町では岩泉町防災備蓄計画というものを策定しております。この中で、食料や生活用品等の目標数量というものを定めておまして、これは既に目標数量を達しております。今回購入しようとする物品につきましては、町内51か所の避難所のうち、職員配備をします避難所への配置を考えております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 1番、千葉さん。

○1番（千葉泰彦君） ラップ式トイレですとか簡易ベッド、あと多目的簡易ベッドというものが計上されておりますけれども、そういった備品といたしますか、ストックとはちよっと違うのかもしれないのですけれども、そこも今回の購入で充足するという理解で合っているのですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木危機管理課長。

○危機管理課長（佐々木 章君） ちょっと先ほどの答弁と違うかもしれませんが、現在ある備蓄計画は達しておりますけれども、今回それをまたバージョンアップして、また必要だということで購入するものですので、今後備蓄計画というものを見直していかなければならないと思っております。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。8ページ、9ページを御覧ください。質疑はありますか。歳入一括です。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。

これで議案第2号の質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第12、議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）。

令和7年度岩泉町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,184万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億1,884万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年3月25日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第3号 令和7年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、先ほど議決いただきました議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算(第11号)とも関連しておりまして、令和6年度から7年度までの2か年の債務負担行為事業でお願いしておりました小川地区複合施設整備事業の進捗状況による年度間の調整予算の計上をお願いするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。予算書の9ページを御覧願います。9ページ、2款1項12目小川地区複合施設整備事業費で、12節委託料、14節工事請負費で、計1億7,184万5,000円の増額計上をしております。これは、先ほどの議案でもご説明申し上げましたとおり、令和6年度中に全体事業の約3割弱の整備を行う予定でありましたが、現地の地下埋設状況によりまして、幾分調整時間を取られまして、1割ほどの進捗にとどまってしまったことから、令和7年度予算との調整を行ったものでございます。

次に、歳入をご説明いたします。予算書7ページから8ページを御覧願います。先ほどご説明申し上げた小川地区複合施設整備事業につきまして、14款2項国庫補助金、15款2項県補助金、18款2項基金繰入金及び21款1項町債で財源の調整を行っております。

続きまして、4ページにお戻り願います。4ページ、第2表、地方債補正でございます。過疎対策事業と緊急防災減災事業の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を13億1,170万円としております。また、先ほど議案第2号でご説明申し上げましたが、表内右側、補正後の利率の上限を3.0%以内から5.0%以内に補正させていただきたいと存じます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(菊地弘巳君) 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出を一括、その後歳入を一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。9ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入の質疑を行います。7ページ、8ページを御覧ください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで歳入歳出の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。4ページをお開きください。質疑はありませんか。

4番、畠山和英さん。

○4番（畠山和英君） ご説明で、今利率が上がるというふうなお話でした。今借りている現状、そして今後、しからばこれ7年度借りる、どのぐらいの利率になるか、今もしお分かりでしたらお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 三上総務課長。

○総務課長（三上義重君） 利率のほうですけれども、リーマンショック等がありまして、ずっとゼロ金利でございました。そのために、借りる際もかなり低い利率で今まで借りてこられました。が、昨年3月から金利のほうは上昇、上がってまいりまして、現在大体1%を超えるぐらいでございます。ただ、昨日も縁故債、町内の金融機関に借りる起債の分で縁故債の見積り合わせをいたしました。が、数社ある中でやはり1社は2.4%などという率で来ていますので、まだ実際3%超えてはございませんが、これからのことを考えますと、上限のところは3%ちょっと超えたものに設定したいなというもので、それで今回補正のほうをお願いしたような状況でございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） これで第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第3号の質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第2回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午前11時11分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署名議員

千 葉 泰 彦

署名議員

佐 藤 安 美

署名議員

畠 山 昌 典
